

空中給油訓練に関する航空自衛隊

と太平洋空軍との間の了解事項

に関する覚書

平成22年10月5日

航空総隊司令官

航空支援集団司令官

第5空軍司令官

空中給油訓練に関する航空自衛隊と太平洋空軍との間の 了解事項に関する覚書

1 覚書締結の根拠

1960年1月19日にワシントンで調印され、1960年6月23日に批准された「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」の目的及び第3条に従い、以下の航空自衛隊と太平洋空軍（以下「双方」という。）との間の覚書は、空中給油訓練の実施に関する双方の理解を証明するために締結される。2004年1月30日付けの「MOU No. FB52AX-04030-1051」は廃止する。

2 覚書の目的

本覚書の目的は、太平洋軍担任地域における航空自衛隊及び米空軍の空中給油機及び受油機間の空中給油訓練を実施するために使用する手順を制定するにある。航空自衛隊及び米空軍の双方に有益であり、航空自衛隊だけの目的のために米空軍の空中給油機の飛行時間を増加させない場合、本覚書の規定に基づいてその訓練が認可される。

3 一般条項

本覚書の目的から、航空自衛隊及び米空軍乗組員は、北大西洋条約機構が定める空中給油手順書（ATP-56）の基準（資格）に適合するとともに、有効な資格を保有していなければならない。空中給油訓練の実施間は、ATP-56に定められた手順を使用するものとし、本覚書に基づく空中給油訓練は、航空自衛隊及び米空軍操縦者の資格の有効期間更新のために使用することができる。しかし、航空自衛隊及び米空軍操縦者の初度資格取得及び資格の再取得のためには使用されない。本覚書は、空中給油訓練に係る航空自衛隊及び米空軍の航空機技術的適合認証及び関連する認証条件を満たしていることが前提である。また、航空自衛隊の空中給油機が米空軍の受油機に空中給油を実施するためには、航空自衛隊の空中給油機の性能及び制限の詳細を、ATP-56の国別付属書に公表することが必要である。さらに、航空自衛隊の空中給油機と米空軍受油機との間の技術的な適合について、良好な判定結果を得ることが必要である。

4 相互責任

空中給油を実施する上で、双方はそれぞれ以下の事項を遵守する。

A. 空中給油についての相互調整は、空中給油計画の作成のために、十分な時間の余裕をもって行う。

B. 給油は、以下の事項が満足された場合に許可される。

(1) 米軍の空中給油機が航空自衛隊の基地から運航される場合、航空自衛隊は、米空軍の基準及び仕様に適合する燃料を提供する。

- (2) 航空自衛隊の空中給油機が米空軍の基地から運航される場合、米空軍は、航空自衛隊の基準及び仕様に適合する燃料を提供する。
- (3) 受油側は、給油される燃料を日本国自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定又は双方によって決定され、それぞれの政府の要求に合致する他の協定等、個々の取決めに従い入手する。
- C 空中給油は、許可された経路又は標準的な高度帯が使用できる適当な空域で、訓練計画に示された特定の管制組織の管制により実施される。
- D 安全確保：航空自衛隊及び米空軍の基準及び手順は説明され、最も制限的な要求が双方に厳格に遵守される。事前調整は、すべての参加者が空中給油手順を承知し、従うことを確実にするために必須である。
- (1) 事前調整には、空中集合及び離脱要領、給油機連結時の受油機の位置及び移行要領、時間調整、高度、空中給油の管制及びアンカーの位置、空域の境界、電波管制オプション、給油量（適用できる場合）、速度、ブーム性能、空中給油後の離脱要領、その他特に考慮すべき事項についての協議が含まれる。それぞれの参加部隊の調整窓口は明確にされ、あらゆる問題の解決又は疑問への回答を可能にする。
- (2) 事前調整から変更が生じた情報は、空中給油以前に通知され、了解される。一堂に会しての相対した事前説明の代替として、電話による調整も可とする。
- (3) 飛行中において、空中給油機及び受油機の乗組員は、秩序及び統制がとれた行動をとる責務を負う。空中給油機及び受油機の乗組員は、内在する危険性を警戒しつつ、状況に疑義が生じた場合には空中給油訓練を中断する。ATP-56に定められた手順が遵守されていない場合又は空中給油機若しくは受油機の乗組員のいずれかが重大な混乱が生じたと判断した場合には、空中給油を中止する。
- E 本覚書に規定する空中給油の援助に対する支払いは、付属書に記述された手順に従うものとする。

5 所有物

本覚書により規定された空中給油訓練に参加する相互の航空機及び設備は、他の特別な了解が得られない限り、双方の管理下にある。加えて双方は、特定の空中給油に関する他の了解が得られない限り、各々の装備品を自己の経費で維持する。

6 請求権

本覚書に関連する行為から生起する諸問題は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第18条又は他の適用できる国際法に従って適切に処置される。

7 言語条項

本覚書は2か国語（英語及び日本語）で併記し、英文と日本文の間にそごが生じた場合は、英文を適用する。すべての空中給油計画の説明及び空中給油の実施には、英語が使用される。

8 衝突及び論争の解決

本覚書の解釈及び実施上の衝突及び論争に関しては、交渉により解決される。

9. 見直し及び変更

本覚書の改正又は修正は、日米双方の関係者の承諾を得て行うものとする。本覚書の見直しは、3年ごとに行うものとし、署名月日の少なくとも120日前から開始するものとする。

10 発効日及び有効期間

本覚書は、双方の最新の署名が交わされた日から有効となる。本覚書は有効期限を規定していないものの、双方の承諾又は少なくとも120日間の猶予をもって一方に文書により通知することで本覚書を無効にすることができる。

署名

第5空軍司令官
空軍中将

日付 平成22年10月5日

署名

航空総隊司令官
空将 岩崎 茂

日付 平成22年9月9日

署名

航空支援集団司令官
空将 森下 一

日付 平成22年10月1日

付属書：
弁済

空中給油訓練に関する航空自衛隊と太平洋空軍との間の
了解事項に関する覚書付属書

弁済

- 1 他のすべての協定等は、本覚書の4B(3)に従って認可されたとおり、燃料移送の許可の基準となるべきであり、それらの協定等の規定と本覚書のそごも同様に、本付属書とのそごが生じた際には、優先的な許可を定めた当該協定等の規定が適用される。
- 2 双方は、空中給油の最も有用な弁済資料を乗組員から得ることに同意するものとする。
 - a 任務識別/無線呼出符号、場所、日付及び時刻
 - b 機種及び尾翼番号
 - c 仕様及び数量(単位を含む。)
- 3 空中給油訓練の実施には、次の情報が提供される。
 - a 受領者又は供給者
 - b 任務識別、任務場所、日付及び終了時刻
 - c 機種
 - d 尾翼番号(必須)
 - e 無線呼出符号
 - f 所属基地
 - g 燃料の仕様
 - h ガロン及びポンド単位での供給量(米空軍に対する場合)
 - i リットル単位での供給量(航空自衛隊に対する場合)

i. 空中給油機のブーム操作員の氏名及び階級

4 燃料価格の決定

a 米国防省によって供給される燃料の1ガロン当たりの燃料価格は、空中給油実施時に有効なDefense Logistics Agency Energy (DLA Energy) の1ガロン当たり又は仕様ごとの標準価格を使用して算出される。

b 航空自衛隊によって供給される燃料の1リットル当たりの燃料価格は、空中給油実施時に有効な航空自衛隊の1リットル当たり又は仕様ごとの標準価格を使用して算出される。

5 空中給油の処理への異議

上記の第2項及び第3項の必要な請求書の情報が含まれていない空中給油の処理の書類は、却下され送付元へ差し戻される。